

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成29年3月31日
【会社名】	株式会社スタジオアリス
【英訳名】	STUDIO ALICE Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 川村 廣明
【本店の所在の場所】	大阪市北区梅田一丁目8番17号
【電話番号】	(06)6343-2600
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 宗岡 直彦
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区梅田一丁目8番17号
【電話番号】	(06)6343-2600
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 宗岡 直彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成29年3月28日開催の当社第43期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
平成29年3月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金50円

総額849,216,600円

効力発生日

平成29年3月29日

第2号議案 定款一部変更の件

当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとしておりますが、業務繁忙期と次年度の事業計画策定時期の重複を避け、より効率的な事業運営を図るため、事業年度を毎年3月1日から翌年2月末日までに変更したいと存じます。これに伴い、現行定款第13条、第35条、第37条を一部変更するものであります。

また、事業年度の変更に伴い、第44期事業年度は平成29年1月1日から平成30年2月28日までの14ヶ月間の決算期間となります。そのため、経過措置として附則を設けるものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

本村昌次、川村廣明、牧野俊介、宗岡直彦、山本浩子、田中和幸及び田崎學を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	130,138	104	18	(注)1	可決 99.91
第2号議案	130,111	131	18	(注)2	可決 99.89
第3号議案				(注)3	
本村 昌次	128,711	1,530	18		可決 98.81
川村 廣明	129,582	659	18		可決 99.48
牧野 俊介	129,583	658	18		可決 99.48
宗岡 直彦	129,571	670	18		可決 99.47
山本 浩子	129,580	661	18		可決 99.48
田中 和幸	129,578	663	18		可決 99.48
田崎 學	126,991	3,250	18		可決 97.49

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上